限定承認公告

本籍神奈川県大和市西鶴間二丁目三四〇二番地、最後の住所神奈川県大和市西鶴間二丁目三番八号　被相続人　亡　渋谷　稔

右被相続人は平成二十五年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十五年四月二十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

神奈川県大和市西鶴間二丁目三番八号　相続財産管理人　渋谷季志子

限定承認公告

本籍徳島県徳島市南佐古七番町一六一番地、最後の住所徳島県徳島市上吉野町二丁目一番地の一八　被相続人　亡　秋本　孝一

右被相続人は平成二十五年二月四日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十五日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

徳島県徳島市上吉野町二丁目一番地の一八　相続財産管理人　秋本ひとみ

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十五年五月二十四日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

優先出資一口につき金五万円での買入消却とする。

当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

買入総口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十五年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

アクアシティインベストメント特定目的会社　取締役　飯森　賢二

訂正公告

平成二十四年七月三十日（号外第一六四号）掲載の第十七期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年五月九日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社アイ・イーグループ

代表取締役　佐々木　剛

訂正

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年十二月二十五日（号外第二百七十八号）総務省告示第四百七十一号（周波数割当計画を定める件）				
（原稿誤り）				
一一	一一	表中	J 6	J16
三九	〃	〃	割当てはの割当て	割当て
一一一	〃	〃	22313 22314.5	22313 22313.5
一五八	下	終りから	八WBC—07	WRC—07
（印刷誤り）				
三八ページ表中				

「

710—714 J52			
	陸上移動　J91	放送事業用 —般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオ
	放送　J15　J92	放送用	
マイク用とする。			

」

は

「

710—714 J52			
	陸上移動　J91	放送事業用 —般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオ
	放送　J15　J92	放送用	
マイク用とする。			

」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月九日付第九六号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　四月分（一ジ●同日付政府調達第八四号一六ページ月極一部当り）の郵送料二、二〇〇円

発行所　〒一〇五—八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）